

熊本県防災士アドバイザー登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災に関する適切な知識や経験を有する防災士を、熊本県防災士アドバイザー(以下「防災士アドバイザー」という。)として登録することに関し、必要な事項を定め、防災士アドバイザーの自治会、自主防災組織への派遣等、地域における活動を促進し、もって熊本県における地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において防災士アドバイザーとは、第4条の規定による登録を受けた者をいう。

(防災士アドバイザーの役割)

第3条 防災士アドバイザーは、地域防災力の向上に資する次の取組を行う。

- (1)地区防災計画の作成指導及び助言
- (2)マイタイムラインの作成指導及び助言
- (3)地域の防災訓練の実施に対する支援
- (4)その他地域防災に係る取組の支援

(登録)

第4条 防災士アドバイザーは、熊本県内に居住する防災士で、次の各号のいずれかに該当し、自身の知識や経験を活かして、前条の取組を行うことができる者を登録する。

- (1)防災普及啓発活動等地域防災力の向上に資する取組に2年以上携わっている者
- (2)日本防災士会、地域の防災士会等の防災に関する団体に所属している者
- (3)防災に関連する防災士以外の資格や職務経験(気象予報士、自衛官、消防士、教員、福祉専門職等)がある者

2 前項に該当する者が防災士アドバイザーとしての登録を希望するときは、熊本県防災士アドバイザー登録申請書(別記様式第1号)(以下「登録申請書」という。)を居住する市町村に提出する。

3 前項の規定による登録申請書を受領した市町村は、申請内容を確認の上、熊本県防災士アドバイザー登録推薦者一覧表(別記様式第2号)を付して、知事に提出する。

4 知事は、前項の規定による登録申請書の提出があったときは、内容を審査の上、登録の可否を決定し、市町村を通じて申請者に結果を通知する。

(登録の変更)

第5条 防災士アドバイザーは、登録申請書の記載事項の内容に変更が生じた場合には、市町村を経由し、知事に熊本県防災士アドバイザー登録事項変更届(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 知事は、防災士アドバイザーが次の各号に該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1)第4条第1項に該当しなくなった場合

(2)防災士アドバイザーとして登録後、活動実績(自治会、自主防災組織等への講師派遣等)が3年以上ない場合

(3)著しく公序良俗に反する行為があるなど、防災士アドバイザーとして適当でないと認められた場合

(4)防災士アドバイザー本人または市町村からの申出があった場合

(防災士アドバイザー研修会)

第7条 知事は、防災士アドバイザーに対し、防災士アドバイザーの役割を果たすために必要な知識及び技能を習得するための研修会を実施する。

2 原則として防災士アドバイザーは、防災士アドバイザーとしての活動前に、少なくとも1回、前項に規定する研修会に参加しなければならない。

(防災士アドバイザー登録名簿)

第8条 知事は、前条に定める研修会を受講した防災士アドバイザーについて、防災士アドバイザー登録名簿(以下「名簿」という。)を作成する。

2 知事は、名簿を作成又は更新した際、県内市町村に送付する。

3 知事は、名簿に記載する事項のうち、防災士アドバイザーの承諾を得た事項について県ホームページに公開する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。